

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
46	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年3月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する事務
②事務の概要	<p>【評価対象事務全体の概要】 川崎市小児医療費助成条例(平成7年川崎市条例第24号)に基づき、小児の健全な育成を図り、もって小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として、小児に係る医療費の一部を助成する事務である。川崎市長は、同条例に基づき、医療費助成の審査、決定、助成等の事務を行う。</p> <p>【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 川崎市小児医療費助成条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。</p> <p>1 川崎市小児医療費助成条例第4条の医療証の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 川崎市小児医療費助成条例第6条第1項及び第2項の医療費の助成に関する事務 3 川崎市小児医療費助成条例第7条第1項の損害賠償の請求に関する事務 4 川崎市小児医療費助成条例第8条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 川崎市小児医療費助成条例第9条の助成費の返還に関する事務 6 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)第9条第1項の医療証の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 川崎市小児医療費助成条例施行規則第14条の受給資格消滅の通知に関する事務</p> <p>【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う。(システム連携基盤要件) ・番号法第19条第9号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)</p>
③システムの名称	福祉総合情報システム(医療費助成システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム

2. 特定個人情報ファイル名

小児医療費助成情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の4の項)
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会】 ・番号法第19条第9号 ・川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条第1項(別表第1の4の項)</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当
②所属長の役職名	家庭支援担当課長

6. 他の評価実施機関

-

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695 ・総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	-----------------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	平成28年6月24日時点	平成29年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
平成29年7月31日	IIしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	平成28年6月24日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	I 関連情報(5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名)	こども未来局こども支援部こども家庭課長 須藤聖一	こども家庭課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	平成29年3月31日時点	平成30年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目(3.重大事故)	発生なし	発生あり	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月28日	IVリスク対策	(なし)	(様式改訂に伴い、項目を追加)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	・番号法第19条第8号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	・番号法第19条第9号に基づき個人情報保護委員会規則で定められている事務を処理するため、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(システム連携基盤、中間サーバー要件)	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	I 関連情報(4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠)	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	平成30年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	平成30年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIしきい値判断項目(3.重大事故)	発生あり	発生なし	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和3年11月12日	IVリスク対策	基礎項目評価書及び全項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	令和3年3月31日時点	令和4年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	IIしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年3月27日	I 関連情報(1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称)	新福祉総合情報システム(医療費助成システム)、システム連携基盤、中間サーバーなど検索・電子申請機能、申請管理システム	福祉総合情報システム(医療費助成システム)、システム連携基盤、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム	事前	
令和6年3月26日	I 関連情報(1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要)	1 川崎市小児医療費助成条例第5条の医療費の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 川崎市小児医療費助成条例第7条第1項、第2項又は第3項の医療費の助成に関する事務 3 川崎市小児医療費助成条例第8条第1項の損害賠償の請求に関する事務 4 川崎市小児医療費助成条例第9条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 川崎市小児医療費助成条例第10条の助成料の返還に関する事務 6 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成27年川崎市規則第69号)第9条第1項の医療費の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 川崎市小児医療費助成条例施行規則第13条の手続監督措置の通知に関する事務	1 川崎市小児医療費助成条例第4条の医療費の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 2 川崎市小児医療費助成条例第6条第1項及び第2項の医療費の助成に関する事務 3 川崎市小児医療費助成条例第7条第1項の損害賠償の請求に関する事務 4 川崎市小児医療費助成条例第8条第1項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 5 川崎市小児医療費助成条例第9条の助成料の返還に関する事務 6 川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成27年川崎市規則第69号)第9条第1項の医療費の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 7 川崎市小児医療費助成条例施行規則第13条の手続監督措置の通知に関する事務	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5.評価実施機関における担当部署①部署)	こども未来局こども支援部こども家庭課	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名)	こども家庭課長	家庭支援担当課長	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求権請求先)	・こども未来局こども支援部こども家庭課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695 ・税務局情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	・こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695 ・税務局企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	I 関連情報(8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先)	こども未来局こども支援部こども家庭課 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室家庭支援担当 住所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2695	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目(1.対象人数 いつ時点の計数か)	令和4年3月31日時点	令和5年3月31日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年3月26日	IIしきい値判断項目(2.取扱者数 いつ時点の計数か)	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更に該当しない項目の変更であるため、事前の提出・公表が義務付けられない